

平成28年7月28日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

島本町長 川 口 裕

2016年度自治体キャラバン行動・要望書について(回答)

貴職におかれましては、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、町政各般にわたりご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年6月29日付けでご要望いただきました件につきまして、下記のとおり回答いたします。
今後とも、本町福祉行政の推進に一層のご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 子ども施策・貧困対策について

No.	項目	回答内容	担当
①	子ども医療費助成制度	<p>本町では平成27年7月に子ども医療費助成制度を拡充し、通院を小学校卒業まで、入院を中学校卒業まで対象者を拡大しています(従前から所得制限なし)。平成27年度から子ども医療の市町村単独助成金を補助対象とする府交付金(新子育て支援交付金)が創設されていますが、一方で府制度改正に伴う府補助金の減少により、事業費に対する特定財源比率は36%程度と依然として低く(H26は30%)、今後のさらなる拡充については現時点では未定です。なお、大阪府に対しては、町村長会を通じて子ども医療費助成制度の拡充を要望しております。</p> <p>また、府福祉医療費助成制度の改正については、現時点で未確定の再構築案の資料しか示されておらず、今後、内容を確認して影響等を分析してまいります。</p>	福祉推進課
②	就学援助	<p>就学援助の適用条件につきましては、生活保護法で定める基準額の1.5倍としており、所得による比較とし、持家もしくは借家で基準額に差は設けておりません。また、手続きにつきましては、年間を通じて教育委員会事務局にて受付を行っております。</p> <p>第1回の就学援助の支給月については、就学援助の支給決定の基礎となる前年の所得証明の発行が6月以降であることから、それ以前に支給することは行っておりません。</p> <p>就学援助の支給決定の基準につきましては、生活保護基準が引き下げられた際に「生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限りその影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とする。」という政府の対応方針が示されていることから、本町におきましては、当分の間、平成24年12月末日現在において生活保護法で定められている基準額を用いることといたしております。</p>	教育総務課

No.	項目	回答内容	担当
③	家賃補助、子ども手当、児童扶養手当	<p>子育て世帯、ひとり親世帯に対する家賃補助については、経済的援助も含め、近隣自治体の動向について情報の収集を進めてまいります。</p> <p>本町ではひとり親世帯等を対象として支給するひとり親家庭等児童福祉金制度はございますが、それ以外に子育て支援の現金支給制度を設ける予定は現在のところございません。なお、平成27年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、ひとり親世帯も含め、生活や仕事などにお困りの方を対象に、自立相談支援や家計相談支援などの事業を実施しています。</p>	子育て支援課 福祉推進課
④	中学校給食、子どもの生活実態調査	<p>本町では、平成28年度から全員喫食による完全給食の形での中学校給食を開始しております。具体的には、町内に2校ある中学校において、平成28年4月から1つの学校が自校調理により給食を開始し、平成29年1月から残りの1校において親子方式での給食を開始する予定で現在、事務を行っております。</p> <p>朝ごはんを食べていない子どものためのモーニングサービスについては、学校の運営に係る時間や提供に係る設備・人員・予算の観点から実施は考えておりません。本町におきましては、今後も児童・生徒の成長において必要となる健全な食習慣を身につけさせることは学校給食の重要な目的のひとつであるという認識のもとに、食育を推進し、朝ごはんも含めた食事に対する児童・生徒の意識の高揚をはかってまいります。</p>	教育総務課
⑤	子どもの貧困対策	<p>本年度大阪府で実施している子どもの生活実態調査の結果や他自治体の状況を踏まえ、子どもの貧困対策の実施について検討してまいります。なお、学習支援事業につきましては、すでに教育委員会所管の類似事業が存在することから、現在は既存事業を活用することで対応しています。今後もひとり親家庭や生活保護受給者、困窮者支援事業利用者などのニーズの把握に努めながら、関係機関と連携し、学習支援事業の実施について調査・検討を進めてまいります。</p>	福祉推進課
⑥	待機児童解消	<p>公立保育所・幼稚園について、現時点において明確な統廃合の計画等はありませんが、子育て家庭のニーズを踏まえ、町内の公共施設全体のあり方について総合的に勘案しながら、施設の方角性について検討を進める必要があると考えております。</p> <p>待機児童の解消については、小規模保育所の開設をはじめとして積極的に取り組んでまいります。</p>	子育て支援課

2. 国民健康保険・地域医療構想について

No.	項目	回答内容	担当
①	国保広域化における保険料率の統一	平成30年度から国民健康保険の保険者が都道府県となり、財政運営の責任を担うこととなります。大阪府においては、統一的な国民健康保険の運営方針の決定、事業費納付金(分賦金)の決定、標準保険料率の設定、市町村事務の効率化・広域化等の促進を図っていき、市町村は引き続き、保険料の賦課徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業の実施などを担ってまいります。現在、大阪府において、統一保険料の導入に向けて広域化調整会議で検討が行われておりますが、納付金額の決定方法において医療費水準を反映しないかわりに、代替措置として医療費適正化のインセンティブとなる仕組みなどの「地域の実情に応じた一定の差異を認める仕組み」も構築される見込みですので、医療費抑制の取組に対する一定のインセンティブは働くものと考えています。	保険年金課
②	大阪府地域医療構想	「大阪府地域医療構想」の策定にあたっては、二次医療圏ごとに設置された大阪府茨木保健所が実施する三島保健医療協議会や三島地域医療構想懇話会に本町からも参加をしております。今後は、二次医療圏ごとに設置される病床の機能分化・連携に関する協議を行う懇話会や在宅医療の充実に向けての検討を行う懇話会に参加すると共に、地域支援事業としてすすめております在宅医療・介護連携推進事業の各種事業を医師会、歯科医師会、薬剤師会等との協議のもと進めてまいります。	いきいき健康課

3. 健診について

No.	項目	回答内容	担当
①	特定健診	国基準以外のメニューとして総コレステロール検査とクレアチニン検査を行っており、費用は無料といたしております。また、無料で行っておりますががん検診時には、結核検査をあわせて行っております。	保険年金課
②	がん検診	被保険者の疾病予防・早期発見の観点から、国保加入者の方には特定健診及び本町が実施いたしております。がん検診は国保加入者の方には無料で実施いたしております。	
③	受診率の分析・評価	本町の特定健診は、男女ともに年代が高いほど受診率が高い傾向にあり、大阪府の平均と比較すると、どの年齢層においても高い受診率です。今後もさらなる受診率向上をめざし、健康マイレージ事業の実施や受診勧奨を行ってまいります。	
④	人間ドック助成	被保険者の疾病予防・早期発見の観点から、特定健診のみならず20歳・30歳代健診、がん検診を無料で実施しており、人間ドック助成を行う予定はございません。	
⑤	日曜健診出張健診	平日受診が困難な被保険者に対し、特定健診の受診機会を増やすため、休日出張健診を行っております。	

4. 介護保険～総合事業と障害者65歳問題、高齢者問題

No.	項目	回答内容	担当
①	総合事業への移行	<p>「第6期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、平成29年4月から順次総合事業へ移行できるよう準備を進めております。</p> <p>申請受付の流れや基本チェックリストの活用方法、訪問・通所型サービスにおけるサービス類型につきましては、現在部内で検討をしているところです。</p> <p>また、今年度から配置しております生活支援コーディネーターや地域の福祉関係団体等からなる協議体における地域の社会資源の発掘やネットワーク化についても引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>総合事業への移行後も、全ての方ではありませんが、専門的なサービスを必要とする方には、現行相当サービスの提供が行われるように制度構築いたします。</p>	いきいき健康課
②	地域の介護基盤の育成維持・向上、総合事業の案	<p>介護事業所の抱える問題点の対応については、国や府などの今後の動向を踏まえて検討してまいります。</p> <p>総合事業の案につきましては、平成28年4月に実施いたしました「介護予防・日常生活支援総合事業移行に係るアンケート調査」の調査結果を踏まえ、現在の介護保険サービス提供事業者のヒアリングを実施する予定といたしており、その場でさまざまなご意見をお聞きしたいと考えております。総合事業現行相当サービスの報酬につきましては、サービスにみあった適切な単価となるよう、他の自治体を参考に、今後制度構築と併せて設定してまいります。</p>	保険年金課 いきいき健康課
③	40歳以上の特定疾患・65歳以上の障害者への対応	<p>65歳以上の障害者の方については、原則として介護保険制度に移行していただくこととなります。</p> <p>しかしながら、非該当となった方や、障害特有のサービスが必要な方については、引き続き障害者サービスが利用できるよう調整いたします。</p>	保険年金課 福祉推進課
④	介護保険利用未申請の障害者のケアプラン作成	<p>障害特有のサービスが必要な方については、引き続き障害者サービスが利用できるよう調整いたします。</p>	
⑤	利用者負担	<p>サービス受給者の利用者負担を原則としていることから、市町村独自の利用者負担減免については予定しておりません。</p>	いきいき健康課
⑥	高齢者の熱中症予防	<p>高齢者の熱中症予防対策としては、毎日高齢者宅を訪問はしていませんが、広報等に記事を掲載すると共に、高温注意情報発令時には消防本部が広報車により熱中症の注意喚起を呼びかけたり、保健師が地域で実施しているサロン等の機会を通じて、熱中症予防に関する健康教育を行う等、周知・啓発に努めています。また、介助等の支援が必要なケースにつきましては、介護支援専門員を含む関係機関や、民生委員児童委員、社会福祉協議会が地域で見守りを行う小地域ネットワークを通じて、熱中症予防の啓発を行う等、個別に対策を講じております。</p> <p>生活保護世帯につきましては、担当ケースワーカーが被保険者の生活状況を把握する中で、クーラーの利用等についても促し、熱中症予防に取り組んでまいります。なお、クーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ることは、現状では困難です。</p>	

5. 生活保護に関して

No.	項目	回答内容	担当
①	ケースワーカーの配置・研修等	生活保護のケースワーカーについては、現在、事務職(社会福祉士)枠で採用した有資格者を国の基準どおり配置するとともに、全国研修会や北摂ブロックの研究会に参加するなど、資質向上に努めているところです。なお、申請権の侵害等は行っておりません。	福祉推進課
②	生活保護の「しおり」	生活保護申請については、本人の意思を尊重するとともに、しおりの中でまず権利について明記しています。	
③	申請時の助言・指導、就労支援	申請時に違法な助言・指導はしておりません。また、就労をはじめとした受給者に対する指導については、福祉事務所内でのケース検討・方針決定を経て適切に対処しております。 なお、本町のような小規模自治体では、自治体で仕事の間を提供することは困難であると考えています。	
④	医療扶助	生活保護受給者を対象とした医療証は発行しておりませんが、申請者が希望した場合に病院提示用の受給証明書を発行しており、代替になると考えております。また、受診医療機関及び嘱託医が必要と認めた医療について、すべて医療券を発行しています。	
⑤	警察OB配置、適正化ホットライン等	現在のところ、警察官OBの配置や、「適正化」ホットライン等を実施する予定はございません。	
⑥	保護基準、住宅扶助基準の切下げ	生活保護基準は国で定めているものであり、一自治体で引上げ等判断することは困難と考えております。なお、住宅扶助につきましては、経過措置を適用し、かつ、福祉事務所内での検討を経て特別基準適用可能な世帯につきましては特別基準を適用したところです。	
⑦	資産申告書の提出、預貯金等	生活保護法第4条に「保護は、生活に困窮するものが、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」と規定されていることから、生活保護申請にあたって資産申告書の提出を求めています。 なお、保護のやり繰りによって生じた預貯金につきましては、厚生労働省社会・援護局長保護課長通知第3の18に基づき対応しております。	